

都市計画税の用途について

都市計画税とは、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。

主な用途としては、街路整備事業、公園整備事業、下水道整備事業、土地区画整理事業などがあり、以下の都市計画事業に要する経費に使わせていただきます。

なお、各都市計画事業への充当方法は、一般財源総額に対する各事業の一般財源の割合により按分して算出しています。

【歳入】都市計画税 11億5,064万6千円

【歳出】都市計画事業費 18億7,413万2千円

(単位 千円)

都市計画事業	令和7年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	市債	その他		都市計画税 充当額
街路整備	0	0	0	0	0	0
公園整備	736,322	0	470,400	53,554	212,368	201,444
下水道整備	505,637	0	0	2,746	502,891	477,023
土地区画整理	271,431	92,014	41,900	479	137,038	129,988
地方債償還	360,742	0	0	0	360,742	342,191
その他	0	0	0	0	0	0
合計	1,874,132	92,014	512,300	56,779	1,213,039	1,150,646

森林環境譲与税の用途について

森林環境譲与税とは、森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とするため、令和元年度に新設されたものです。

令和7年度も基金への積立は継続しますが、基金の一部を以下の経費に使わせていただきます。

【歳入】森林環境譲与税 1,297万2千円

【歳出】森林環境整備基金積立金 1,317万7千円

【基金充当事業】・「富士見・とかがわ交流の森」森林整備事業 377万円

・とかがわ町産材を使用したベンチの購入 24万8千円